安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　目　的

この要領は「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託のプロポーザル実施について必要な事項を定めるものとする。

2　業務概要

（1）　業 務 名：安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託

（2）　仕　　様：別添仕様書のとおり

（3）　履行期間：令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

（4）　履行場所：安曇野市三郷小倉 3484 番地１

（5）　費用の上限額：193,413,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）以内。
また、上記金額を上回る額の提案は認めない。

3　実施形式　　公募型プロポーザル方式

4　スケジュール（予定）

内　　容	日　　程
第１回審査会（募集要領等素案の協議、決定）	令和８年 11 月４日（水）
実施要領公開、参加申込書受付開始	令和８年 11 月６日（金）
応募に関する質問受付期限	令和８年 11 月 20 日（金）
参加申込書受付期限	令和８年 12 月７日（月）
企画提案審査委員会（プレゼンテーション）	令和８年 12 月 15 日（火）
結果通知	令和８年 12 月 23 日（水）

5　業務委託候補者の選定方法

（1）　「安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託プロポーザル審査委員会」よる審査を実施し、選定を行います。

（2）　上記審査委員会の委員は下記のとおりです（順不同）。

①　自然保育有識者（１名）

②　安曇野市保育所長（１名）

③　安曇野市公立認定こども園長（１名）

④　安曇野市行政職（４名）

（3）　審査委員への事前接触は厳禁とします。

（4）　提案者による事業計画書のプレゼンテーションを実施し、その内容を審査します。最も優れた事業計画が認められた提案者を業務委託候補者として選定します。

（5）　プロポーザル参加に掛かる費用は、すべて参加者の負担となります。

6　参加資格要件等

次の要件の全てを満たすこと。

（1）　施設運営の実績

ア　次のいずれかの施設を通算して、令和８年４月１日現在で原則３年以上運営していること。

①　認可保育所

②　認定こども園

③　幼稚園

④　地域型保育施設

⑤　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

イ　長野県が示す信州型自然保育認定園の認定を受けた施設を運営していること。

（2）　直近の監査に関する内容

法人が運営している保育施設等の運営を適正に行い、所管庁が実施する直近の監査又は指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

（3）　経済的基盤

運営に必要な経済的基盤があることとして、次の要件を全て満たしていること。

①　申込時、自己資金として年間事業費の「1/12」以上を保有していること。

②　直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

（4）　債務状況

直近２年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回る状態）でないこと。

（5）　児童福祉法における該当条項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第３項第４号イからルまでに該当しないこと。

（6）　地方自治法施行令に関する該当条項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に抵触しないこと。（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者でないこと）。

（7）　法人税及び消費税に関する状況

直近１年間の法人税及び消費税を滞納していないこと。

（8）　法人事業税及び地方消費税に関する状況

直近１年間の法人事業税及び地方消費税を滞納していないこと。

（9）　経営不振状態について

次のいずれにも該当しないこと。

①　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てをした場合

②　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをした場合

(10)　暴力団に関する禁止事項

代表事業者及びグループ構成事業者が、次のいずれかに該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員、または暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）。暴力団員等が事業者の経営に事実上関与していると認められる場合も含む。

② 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められる場合。

③ 暴力団又は暴力団員等に対して、直接または間接的に金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、暴力団の維持または運営協力したと認められる場合。

④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められる場合。

7 参加申込書等の提出書類（※白黒、カラーは問いません。）

（1） 提出書類

① 保育業務委託プロポーザル申込書……様式１

② 法人の代表者等名簿……様式２

③ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

④ 印鑑証明書（申込書等に押印したものと同一のもの）

⑤ 法人概要、パンフレット

⑥ 過去３期分の事業報告書

⑦ 過去３期分の貸借対照表及び損益計算書

⑧ 就業規則（給与規定含む）

⑨ 安曇野市立三郷西部認定こども園の保育業務委託事業計画書……様式３

⑩ 安曇野市立三郷西部認定こども園の保育業務委託にかかる収支予算書…様式４

⑪ 現在運営している保育所等に関する書類（複数ある場合は任意の１ヵ所の過去の直近年度分）で次に掲げるもの

ア 保育課程

イ 年間計画書類

ウ 月ごとの計画書類（４月の各年齢クラス分）

エ 週、日ごとの計画書類及び保育記録（４月の各年齢クラス分、個人情報が記載されている部分は提出の必要はありません）

オ 職員研修計画書または実施のわかる書類

カ 避難および消火に対する訓練計画・訓練結果

キ 防災・防犯対策に関するマニュアル等

ク 事故防止対策に関するマニュアル等

ケ 健康管理や衛生対策に関するマニュアル等

コ 園だよりなど

サ 所管庁が実施した監査、指導監査の結果

シ 外部（第三者委員会など）評価（ある場合）

（2） 書式等

ア　参加申込書等の提出書類の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とする。

イ　提出書類はファイル等で上記の順番で綴り、インデックスとページ番号を付け、表紙と背表紙には、１部に「安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託応募書類（正）法人名○○」と記載、残り６部には「安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託　応募書類（副）法人名○○」と記載してください。

（３）　提出場所

事務局　　安曇野市 教育部 こども園幼稚園課　保育幼稚園担当（１階 16 番窓口）

〒399－8281　　長野県安曇野市豊科 6000 番地

℡　0263－71－2256（直通）　FAX 0263－72－2065（共用）

e-mail：hoiku@city.azumino.nagano.jp

（４）　提出期間

令和８年 11 月６日（金曜日）～　令和８年 12 月７日（月曜日）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前９時から午後５時 15 分まで。）

（５）　提出方法・受付番号交付

①　持参または郵送とします。

②　郵送の場合は令和８年 12 月７日必着とします。

③　提出書類を受領後、受領確認として「提出書類受領書様式５」を交付します。

④　郵送で提出された場合、提出先より郵送によって交付します。

（６）　提出部数

原本１部、副本６部を提出してください（副本はコピー可）。

（７）　参加資格要件の審査

参加資格については、参加申込書に基づいて審査します。

（８）　非該当理由に関する事項

①　参加資格を満たさない場合、書面により非該当の旨とその理由を通知します。

②　審査結果に関する問合せや異議申立ては一切受け付けません。

（９）　その他の留意事項

①　参加資格要件を満たしている者には通知いたしません。

②　参加申込書を提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。なお、理由も記載する必要があります。

８　質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問については、次の手順で受付を行います。ただし、審査員への直接の質問は禁止します。

（１）　質問様式：質問書　様式６

（２）　受付期限：令和８年 11 月 20 日（金曜日）午後５時まで

（３）　提出方法：ＦＡＸまたは電子メールで提出してください。送付後は必ず電話で連絡してください。

（４）　提 出 先：上記７（３）記載の提出先と同じ場所。

（５）　回答方法：質問内容と回答内容は、安曇野市ホームページで公開します。

（6）　そ の 他

①　質問と回答は、実施要領等の追加・更新事項として扱います。

②　質問は、本業務に関する条件や応募手続きに限定します。応募状況や他事業者に関する内容には回答できません。

9　選定の基準

次の基準に基づいて選定します。

項　目	審査内容
申込者基本事項	法人の沿革・運営実績法人の運営状況、実績
事業者の意欲	事業の PR
	プレゼンテーション
	職員体制及び研修
保育内容に関すること	保育理念、方針
	子どもの健康管理
	安全管理
地域、保護者との信頼関係について	保護者との連携
	三者協議について
	地域との信頼関係
合　　計	

10　選定の方法

（1）　提案審査の方法

①　提案内容の審査は、各審査項目に評価基準を設け、その基準に基づき点数付けを行います。

②　点数付けは審査委員ごとに得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決定します。

③　審査委員が付けた参加者順位１位が最も多い参加者を候補者として選定します。

【順位同数の場合の対応】

参加者順位１位が同数の場合は、参加者順位２位が最も多かった参加者を候補者とします。さらに同数の場合は、同様に順位３位、４位と進めて決定します。

【参加事業者が 1 者の場合】

参加事業者が 1 者のみであっても、提案内容の審査は実施します。

ただし、審査結果として全審査委員の評価点の平均が満点の 7 割を下回った場合、提案は不採用となります。

（2）　プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）

プレゼンテーションの概要は以下の通りです。詳細情報（時間など）は別途通知します。

①　開催日：令和８年 12 月 15 日（火曜日）

②　場　所：安曇野市役所　会議室 305

③　持ち時間：持ち時間は計 60 分とし、内訳は下記のとおりとする。

・準備５分

・プレゼンテーション 35 分

・質疑応答 20 分

④　実施方法

ア　プレゼンテーションは提出済みの事業計画書に沿って行うことが原則です。

イ　市から指示があった場合を除き、当日配布する追加資料等は認められません。

ウ　使用する物品は次のとおりです。

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル、電源は市が用意します。

それ以外に必要な物品については、各事業者が準備してください。

エ　参加者は３名までとし、本業務に直接携わる主担当者が説明を行うこととします。

⑤　注意事項

ア　参加事業者 が１者の場合は、１者であることを明かさずにプレゼンテーションを実施します。

イ　プレゼンテーションの順番は、審査委員会で抽選を行い決定します。

ウ　プレゼンテーションを欠席した場合は失格とします。

エ　事業者による会場内での録音、録画は禁止とします。

オ　プレゼンテーションは、非公開とします。

11　候補者、非選定者への通知及び公表に関する事項

（１）　審査の結果、候補者に選定された者に対して、その旨を通知します。

（２）　候補者以外の者に対しては、選定されなかった旨と選定しなかった理由（以下、「非選定理由」という）を記載した非選定通知書を送付します。

（３）　選定結果に関する問合せや異議申立ては一切受付けません。

（４）　候補者を選定した場合は、速やかに安曇野市ホームページに掲載します

12　随意契約に係る見積書の徴収

上記 11 により決定した候補者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とします。

13　その他の留意事項

（１）　本業務における予算が成立しなかった場合であっても、本プロポーザルに要した全ての費用を本市に請求することはできません。

（２）　提案書等の作成及び提出並びに提案プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担となります。やむを得ない事情によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（３）　審査結果に対して、異議及び不服を申立てることはできません。

（４）　提出される全ての書類及び資料は、審査以外の目的では使用しません。

（５）　提出された全ての書類及び資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（６）　次のいずれかに該当する場合は、審査前後に関わらず参加者を失格とする場合があります。

①　参加資格を満たしていないことが判明した場合

② 提出期限、提出先、提出方法等の規定が守られていない場合

③ 提案内容や参加資格に虚偽の記載が判明した場合

14 担当部局

〒399－8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 教育部 こども園幼稚園課 保育幼稚園担当

係長：大堀 担当：下里

℡ 0263－71－2256（直通） FAX 0263－72－2065（共用）

E-mail hoiku@city.azumino.nagano.jp